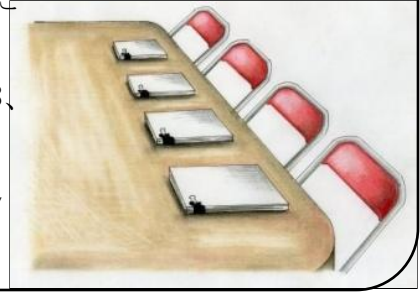


ご意見を募集します

「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてのご意見を募集しています。

応募期間は4月30日（必着）までで、Eメール、FAX54-2568、郵送等で受け付けています。内容、応募用紙等の詳細については、農業委員会事務局（54-2121内線354）へお問い合わせいただくか、またはホームページ <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/> をご覧ください。



農地の有効利用のために……

砂川市農業委員会では、地区担当委員が日常的に農地の利用状況調査を行います。さらに10月には全市一斉調査を予定しています。

改正農地法では、食料生産基盤である農地の永続的な確保と有効利用の徹底を図るため、農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならない（農地法第30条第1項）他、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が実施する、所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置するなど、遊休農地解消のための法的規制がより実効性の高い仕組みになりました。

所有する農地についての相談は、地区担当農業委員または農業委員会事務局（54-2121内線354）へご連絡ください。

耕作目的の農地の売買・貸借について

“利用権設定等促進事業”は、農用地等の貸借や売買を円滑に進め規模拡大を希望する認定農業者等へ農地等を集積するため、農地法3条許可の適用除外の一つとして、農業経営基盤強化促進法第13条に規定されています。

これは

- ・ 農業委員会が、市や農協などと協力して農用地の利用関係を調整
- ・ 市が関係権利者の同意を得て、農用地利用集積計画を作成
- ・ 市が農用地利用集積計画を公告し、貸借や売買が成立

するものです。

◇ 利用権設定等促進事業のメリット

【出し手・受け手共通】

▶ 農地法の許可が不要で、利用権の設定手続きは一切市が行うので、手続きが容易です。

【出し手】

- ▶ 定期の賃貸借であり、その期間が満了すれば賃貸借は自動的に終了し、確実に返還されます。再度、利用権を設定することで、継続して貸すことも可能です。
- ▶ 農用地利用集積計画によって農振農用地区域内の農地を譲渡した場合は、譲渡所得について特別控除があります。

【受け手】

- ▶ 経営規模の拡大を図ることができ、賃貸借期間が明確なため、安定的な営農計画が立てられます。
- ▶ 農用地を買った場合、不動産取得税、登録免許税が軽減されます。